

20 平成23年5月18日申請（平成23年（争）第1号）（接続料の算定根拠の開示）

（1）経過

平成23年	
5月18日	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「NTTドコモ」という。）から、あっせんの申請。（⇒（2）） 委員会から、ソフトバンクモバイル株式会社（以下「SBM」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
6月27日	あっせん委員（渚上委員長代理、尾畑委員、山本委員及び小野特別委員）の指名。
7月 7日	SBMから、答弁書の提出。（⇒（3））
14日	NTTドコモから、SBMからの答弁書（7月7日付け）に対する意見書の提出。
19日	あっせん委員による審議。
26日	NTTドコモから、意見書の提出。 SBMから、NTTドコモからの意見書（7月14日付け）に対する意見書の提出。 両当事者から意見の聴取。
8月 7日	NTTドコモから、意見書の提出。
8日	SBMから、意見書の提出。
23日	SBMから、NTTドコモからの意見書（8月7日付け）に対する意見書の提出。
24日	NTTドコモから、SBMからの意見書（8月8日付け）に対する意見書の提出。 両当事者から意見の聴取。
9月 9日	SBMから、NTTドコモからの意見書（8月24日付け）に対する意見書の提出。
21日	NTTドコモから、SBMからの意見書（9月9日付け）に対する意見書の提出。
27日	SBMから、NTTドコモからの意見書（9月21日付け）に対する意見書の提出。 両当事者から意見の聴取。
10月 7日	NTTドコモから、SBMからの意見書（9月27日付け）に対する意見書の提出。

21日	SBMから、NTTドコモからの意見書（10月7日付け）に対する意見書の提出。
11月 2日	NTTドコモから、SBMからの意見書（10月21日付け）に対する意見書の提出。
29日	SBMから、NTTドコモからの意見書（11月2日付け）に対する意見書の提出。
12月 9日	NTTドコモから、SBMからの意見書（11月29日付け）に対する意見書の提出。
28日	SBMから、NTTドコモからの意見書（12月9日付け）に対する意見書の提出。
平成24年	
1月10日	NTTドコモから、SBMからの意見書（12月28日付け）に対する意見書の提出。
13日	あっせん委員による審議。
23日	あっせん委員による審議（あっせん打切りを決定）。（⇒（4）） 委員会から、両当事者に対して、その旨を通知。

（2）申請における主な主張

NTTドコモは、SBMの2010年度（平成22年度）相互接続料の協議に当たり、NTTドコモが自ら検証することが可能となる情報が必要であるとして、SBMに対してガイドライン（注）別表第2に定める情報の開示を要求してきたが、SBMから十分な情報開示がなされず協議が不調となったことから、当該情報の開示について、あっせんを申請する。

（注）「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」

（3）答弁書における主な主張

NTTドコモが開示を求めているガイドライン別表第2に定める情報には非公表の経営戦略に関わる情報を含むため、SBMとしては、競合事業者であるNTTドコモに当該情報の開示を行うことは困難である。

SBMとしては、中立的な第三者機関である電気通信紛争処理委員会に2010年度（平成22年度）接続料に係る情報開示を行い、委員会において当該接続料について検証し、NTTドコモにその適正性を示してもらいたい。

(4) 事案の処理

本事案については、3回の意見聴取のほか、多数の意見書のやり取りを行い、その過程において当事者から合意形成に向けた一定の提案等があったが、開示する情報の範囲や第三者機関による検証の実施について、当事者間に合意が成立する見込みがないと判断したため、あっせんを打ち切ることとした。